

愛媛県地域医療医師確保 奨学金貸与制度のしおり

(令和6年度入学生対象)



愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

はじめに

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与制度は、将来、愛媛県内の指定医療機関等に医師として勤務し、本県の地域医療の発展に貢献しようとする意欲に富んだ医学生に対して、その修学に必要な資金を愛媛県が貸与する制度です。

貸与を受けた医学生が、大学を卒業後2年以内に医師免許を取得し、9年間（臨床研修期間2年及び後期研修期間1年を含む。）を県内の指定医療機関等で勤務した場合、奨学金の返還が免除されます。

制度の概要

（1）貸与対象者及び貸与人数

○愛媛大学医学部医学科「地域特別枠」 20人（予定）

（2）貸与額

- | | |
|-------------|------------|
| ①入学金（1年次のみ） | 282,000円 |
| ②授業料 | 535,800円/年 |
| ③奨学金（生活費） | 100,000円/月 |

*入学料及び授業料については、大学の定める額となります。

（3）貸与期間及び貸与方法

- ①貸与期間は、入学月から大学を卒業する月まで（6年間）となります。
- ②入学金については入学年次に1回、授業料については年2回、生活費については毎月貸与（口座振込み）します。

（4）貸与申請

大学の入学手続き書類と合わせて配布する必要書類により申請します。

（5）貸与の休止

奨学金の貸与を受ける者（以下「貸費生」という。）が休学、停学、留年したときは、休学の日、停学の処分を受けた日、留年した日の属する月の翌月から復学した日又は進級した日の属する月まで奨学金の貸与は行いません。

（6）貸与の取消し

貸費生が次の事項のいずれかに該当することになった場合は、奨学金の貸与を取り消します。

- ・貸与対象者でなくなったとき。
- ・心身の故障のため大学の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

- ・学業成績及び素行が著しく不良となったと認められるとき。
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ・その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

※ 奨学金の貸与が取り消された場合には、奨学金の返還が必要となります。

ただし、貸費生であった者が心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金を返還することが困難であると認められる場合には、奨学金の返還債務の履行が猶予される場合があります。

奨学金の返還免除について

貸与期間終了後、貸費生が次の（１）～（３）のいずれかに該当する場合には、奨学金の返還債務が免除になります。

（１）業務従事期間の満了による場合【全額免除】

次の条件をすべて満たした場合、奨学金の返還債務が免除になります。

- ①大学を卒業後２年以内に医師免許を取得すること。
- ②医師免許の取得後、直ちに知事が定める臨床研修病院で従事すること。
- ③県内の指定医療機関等において９年間（指定医療機関での初期臨床研修期間２年間及び後期臨床研修期間１年間を含む。）医師の業務に従事すること。

なお、指定医療機関については、「愛媛県キャリア形成プログラム」に掲載している医療機関群の中から、地域医療の状況や、医療機関及び市町の要望を踏まえ、愛媛県及び愛媛大学において調整のうえ貸与生の希望も考慮し決定します。

《 卒業後の勤務(例) 》

| 義務 1 | 義務 2 | 義務 3 | 義務 4 | 義務 5 | 義務 6 | 義務 7 | 義務 8 | 義務 9 |
|-------------------------------------------|-------|------------------------|-----------|------|----------------|------|------|------|
| 【初期臨床研修期間】 | | 【後期臨床研修期間】 | | | 【地域医療貢献期間】 | | | |
| 愛媛大学医学部 附属病院のアイ(愛) プログラムにより 臨床研修 | (例 1) | 県中核 病院 | | | 地域中核病院及び地方拠点病院 | | | |
| | (例 2) | 地域中核病 院及び地方 拠点病院 | 県中核 病院 | | 地域中核病院及び地方拠点病院 | | | |

※ 1 初期臨床研修終了後、３年間を限度として後期臨床研修（専門研修）を実施することができる。

※ 2 後期臨床研修期間のうち、県中核病院は１年間のみ義務年限に算入する。
ただし、特定診療科（救急科、精神科及び呼吸器内科）に限り３年間義務年限に算入できる。

(2) 業務の継続が困難であると認められる場合【全額免除】

県内の指定医療機関等において医師の業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡したとき、また、業務に起因する心身の故障のために業務に従事することができなくなったときは、奨学金の返還の債務が免除されます。

(3) 返還が免除される事由の発生による場合【全額又は一部免除】

死亡、心身の故障、災害その他やむを得ない事由により指定医療機関等の医師としての業務に従事することができなくなったときは、奨学金の返還の債務の全部又は一部が免除されます。

*返還免除要件を満たし、返還免除を受けようとする場合は、速やかに奨学金返還免除申請書及び関係書類を提出する必要があります。

返還の猶予について

返還免除要件に該当しない限り、奨学金を返還する必要がありますが、心身の故障、災害その他やむを得ない理由により返還することが困難であると認められる場合は、その理由が継続する期間、奨学金の返還猶予を受けることができます。

奨学金の返還について

返還免除・猶予の要件に該当しない場合は、貸与を受けた奨学金の額に返還利息を合わせた全額を返還しなければなりません。

(1) 返還しなければならない場合

- ①奨学金の貸与が取り消されたとき。
- ②業務外の事由により死亡したとき。(申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります。)
- ③大学を卒業後2年以内に医師免許を取得できなかったとき。
- ④医師免許を取得後、直ちに指定医療機関等において初期臨床研修を開始せず、また中止したとき。
- ⑤初期臨床研修の修了後直ちに指定医療機関等の医師としての業務に従事しなかったとき、又は従事しなくなったとき。
- ⑥心身の故障のため指定医療機関等の医師としての業務に従事することができなくなったと認められるとき(申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります。)
- ⑦その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(2) 返還額

返還額は、貸与を受けた修学資金の金額に返還利息を合わせた金額になります。

(3) 返還期日

返還事由が発生したときは、知事が定める日までに一括して返還しなければなりません。

(4) 返還利息

返還利息は、貸与を受けた奨学金の額に、貸与を受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じて、年10%の割合で算定した額になります。

(5) 延滞利息

正当な理由なく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年15%の延滞利息を支払わなければなりません。

その他

県では、本奨学金の貸与を受ける医学生を対象に、県が主催するサマーセミナーや地域医療実習などの各種事業を実施し、地域医療に従事する同世代の方々と交流を深めることや各市町立病院等での実習を通して地域の現状に関する理解を深めてもらい、将来、地域医療に安心して貢献いただくための取り組みを行っているので、積極的な参加をお願いします。

問い合わせ先

愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局

医療対策課 医療政策グループ

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

T E L : 089-912-2449 F A X : 089-921-8004

E-mail : iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp

<http://www.pref.ehime.jp/h20150/doctorbank/index.html>

